

○大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱

令和4年3月25日

告示第46号

(趣旨)

第1条 市は、宮城県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「みやマリ」という。）に入会した者に対して、予算の範囲内で大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等については、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和4年4月1日以後にみやマリに入会した者であること。

(2) 市内に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定している者を除く。）であること。

(3) 市税を完納していること。

(4) 同年度に大崎市みやぎ青年婚活サポートセンター利用促進助成金交付要綱（令和元年大崎市告示149号）に規定する助成金の交付を受けた者でないこと。

(5) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）に該当する者でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象者として不相当と認め

た者でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、みやマリの入会登録料の額に2分の1を乗じて得た額とし、その額が5,000円を超える場合には、5,000円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、みやマリの会員登録の日から起算して3月以内に、大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付申請書(様式第1号)にみやマリ発行の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付することの決定(以下「交付決定」という。)をしたときは大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金を交付しないことの決定をしたときは大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が指定する金融機関の口座を通じて助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すとともに、大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定

者に通知するものとする。

(1) 交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付が暴力団（暴排条例第2条第2項に規定する暴力団をいう。）を利することとなると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める相当の理由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該助成金を市長が定める期限まで返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

申請者

〒

住 所

氏名

TEL

大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて助成金の交付を申請します。

なお、本助成金の交付申請に当たって、下記5に掲げる事項について承諾します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 みやぎ結婚支援センター会員番号（ ）
- 3 入金口座

金融機関名		支店・支所・出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

- 4 添付書類
みやぎ結婚支援センター発行の領収書
- 5 承諾事項
 - (1) 申請者が助成金の交付要件を満たすものであることについて、市が保有する公簿等により確認すること。
 - (2) みやぎ結婚支援センターが、当該センターにおける活動の結果（成婚等）について市に情報提供をすること。

大崎市使用欄

対象者確認 確認者：

様式第2号（第5条関係）

大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第5条の規定により、下記の条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長



記

交付条件

- (1) 大崎市補助金等交付規則及び大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱を遵守すること。
- (2) 前号に違反した場合は、助成金を返還すること。

様式第3号（第5条関係）

大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金不交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付しないこととしたので通知します。

年 月 日

大崎市長



記

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付決定取消通知書

大崎市指令()第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け大崎市指令()第 号で決定した助成金の交付について、大崎市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付決定を取り消すこととしたので通知します。

年 月 日

大崎市長



記

交付決定の取消理由

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)